

「男女共同参画プラン日光」
平成21年度 進捗状況報告書

平成23年2月
日光市

目 次

第1章 計画の趣旨と基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	2
2. 計画の性格	2
3. 計画の期間	2
4. 基本理念	3

第2章 平成21年度進捗状況

1. 計画の体系	5
2. 計画がめざす目標値表	6
3. 平成21年度進捗状況	7

第3章 男女共同参画推進に関する事業実施状況

1. 平成21年度事業実施状況

基本目標

施策の方向 1	17
施策の方向 2	22
施策の方向 3	24

基本目標

施策の方向 4	26
施策の方向 5	32

基本目標

施策の方向 6	35
施策の方向 7	37

基本目標

施策の方向 8	39
施策の方向 9	41
施策の方向 10	43

2. 検証のまとめ	45
-----------	----

第4章 参考資料

1. 男女共同参画推進に向けた市と市民の取組みの経緯	47
2. 日光市男女共同参画推進条例	53

第1章 計画の趣旨と基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

日本国憲法に、個人の尊重と男女平等の理念がうたわれて以来、我が国では、国際社会の取組みと連動しつつ、男女平等社会の実現に向けた様々な法律や制度が整備されてきました。

いま、私たちを取り巻く社会環境は、本格的な少子高齢化や家族形態の多様化、国際化、高度情報化などを背景に、急速に変化しています。このような社会変化の中で、時代の流れを的確にとらえ、豊かで活力のある地域として発展していくためには、一人ひとりが性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」を形成していく必要があります。

このため、国においては、1999年(平成11年)に「男女共同参画社会基本法」を制定し、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけました。

2006年(平成18年)3月20日、近隣5市町村の合併により誕生した“日光市”は、これまで、それぞれの地域に合った男女共同参画社会づくりを推進し取組んできました。しかし、いまだに人々の意識や行動、社会慣行の中に、男女の性別による差別や固定的な役割分担意識が存在し、多様な生き方の選択を狭め、個性を発揮する上の障害となっています。

このような状況を踏まえ、日光市においては、これまでの旧市町村の取組みを尊重しつつ、市民と行政のパートナーシップのもと、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の実現に向けた取組みを、総合的かつ計画的に推進するため、ここに「男女共同参画プラン日光」を策定しました。

2. 計画の性格

- (1) このプランは、日光市における男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) このプランは、「日光市総合計画」に基づく部門計画として、また、国の「男女共同参画基本計画(第2次)」及び栃木県の「とちぎ男女共同参画プラン(2期計画)」との整合性を図った計画です。
- (3) このプランは、市民と行政が一体となって、日光市の男女共同参画社会の実現に向けて取組むための指針となる計画です。

3. 計画の期間

このプランの計画期間は、平成20年度から平成27年度までの8年間とします。

ただし、社会情勢の動向や変化に適切に対応し、施策を効果的に推進するために、必要に応じて見直しを行います。

4. 基本理念

(1) 男女の人権の尊重

男女が性別によって差別されることなく、その人権が尊重され、個人としての能力を発揮できる機会が確保されることが必要です。

(2) 社会における制度又は慣行の見直しと意識改革

性別による固定的な役割分担にとらわれることなく、一人ひとりの生き方を自ら選択できるように社会の制度や慣行を見直し、意識改革を進めています。

(3) 政策等への立案及び決定への共同参画

男女が対等な構成員として、市の政策や民間の団体の方針を一緒に考え、決定することができる機会が確保されることが必要です。

(4) 家庭生活と他の活動の両立

家族の一人ひとりが互いに協力し、子育てや介護等の家庭生活を送りながら、就労や地域活動、学習などができるようにしていきます。

(5) 国際社会の動向を踏まえた協調ある取組み

男女共同参画の推進は、国際社会と密接な関係があることから、常に国際社会の動向を注視し、協調ある取組みを進めています。

男女共同参画社会とは

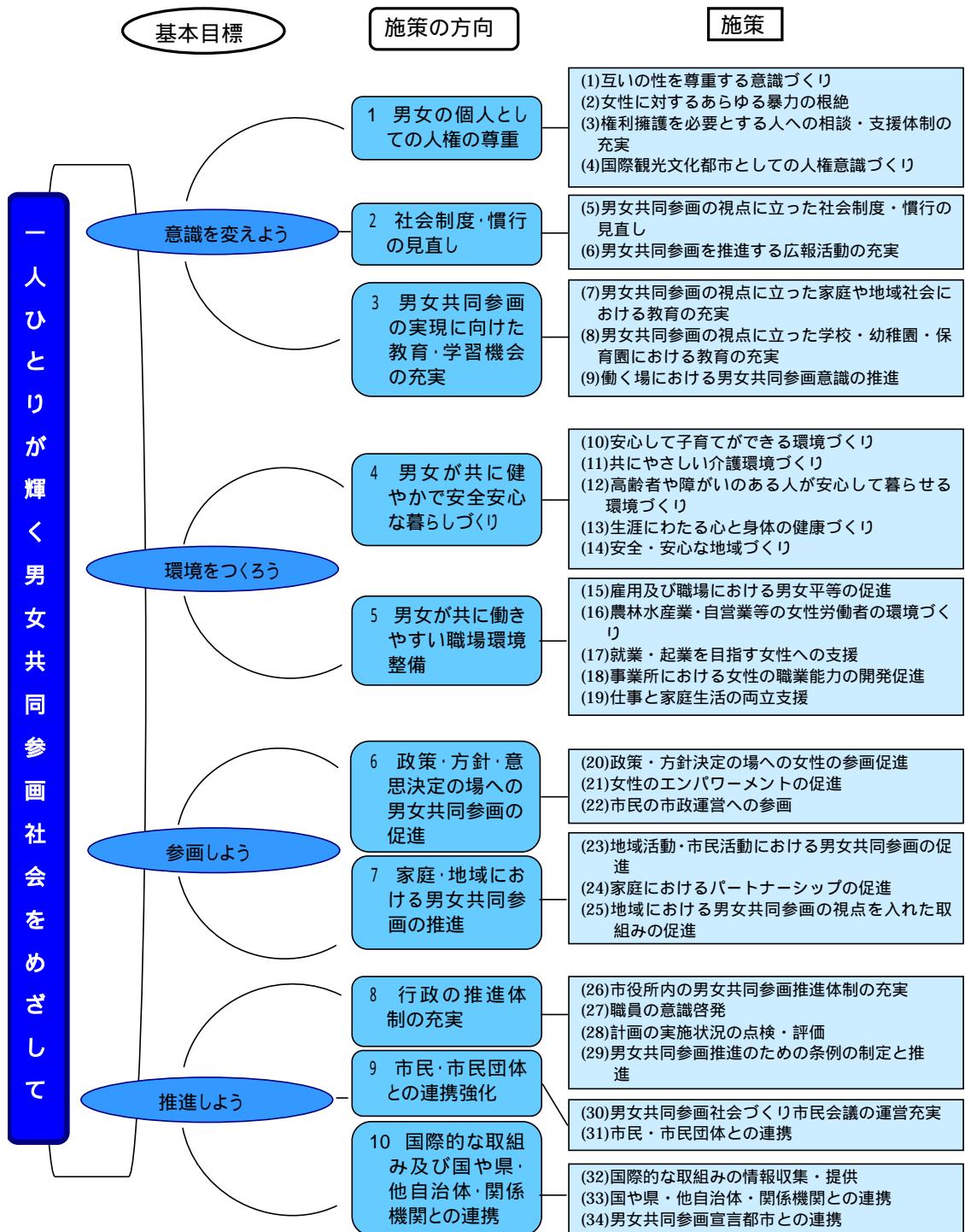
(男女共同参画社会基本法より)

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

第2章 平成21年度進捗状況

第2章では、プランの「計画がめざす目標値」にあげた数値目標について報告しています。平成18年度を基準に、21年度までの実績と、平成23年度までの目標値に対する達成率について報告しています。

1. 計画の体系



2. 計画がめざす目標値表

施 策		目 標 設 定 指 標	策定当初 (H18)	目標値 (H23)
意 基識 本を 目標え よう	施 策 の 方 向 1	(1) 男女共同参画に関する市民アンケート回収率	36.2%	46.0%
		(1) 社会全体の中で「男女の地位が平等になっている」と思う人の割合	13.5%	20.0%
		(1) 配偶者等からの暴力について、理解していない人の割合	6.1%	0.0%
	施 策 の 方 向 3	女性教育指導者研修の修了者数	121人	150人
		家庭教育指導者数	53人	70人
		ひかりの郷にっこり出前講座受講者数	4,661人	6,000人
環 境 基本を 目標づく ろう	施 策 の 方 向 4	放課後児童クラブ設置数 利用人数	20クラブ 1,391人	25クラブ 2,300人
		育児相談件数	395件	450件
		杉並木大学校（高齢者の生きがいづくり講座）受講者数	95人	100人
		シルバー人材センター会員数	699人	800人
		在宅介護オアシス支援施設数	12ヶ所	14ヶ所
		NPO法人数	33法人	45法人
		安全安心パトロール隊員数	4,753人	5,000人
	施 策 の 方 向 5	クリーンパートナー登録数	18団体	25団体
		農業家族経営協定の締結数	96戸	150戸
基 参 本を 目標し よう	施 策 の 方 向 6	女性の認定農業者数	8人	14人
		審議会・委員会等における女性委員の割合 (女性委員のいない審議会・委員会等の数を0にすることを目標とする)	25.6%	35.0%
		市民活動支援センター登録団体数	55団体	60団体
		パブリックコメント意見数（1件当りの意見数）	2件	10件
基 基進 本を 目標し よう	施 策 の 方 向 8	自主防災組織数	175組織	205組織
		職員研修受講率	88.6%	92.0%
		育児休業を取得した男性職員数	1人	15人

(1) H18 年度以降、市民アンケートを実施していないため、「施 策 の 方 向 1」の目標設定指標の実績報告はありません。

3. 平成21年度進捗状況

基本目標 意識を変えよう

ここでは、人権意識づくりのための研修等の事業の進捗状況について報告しています。

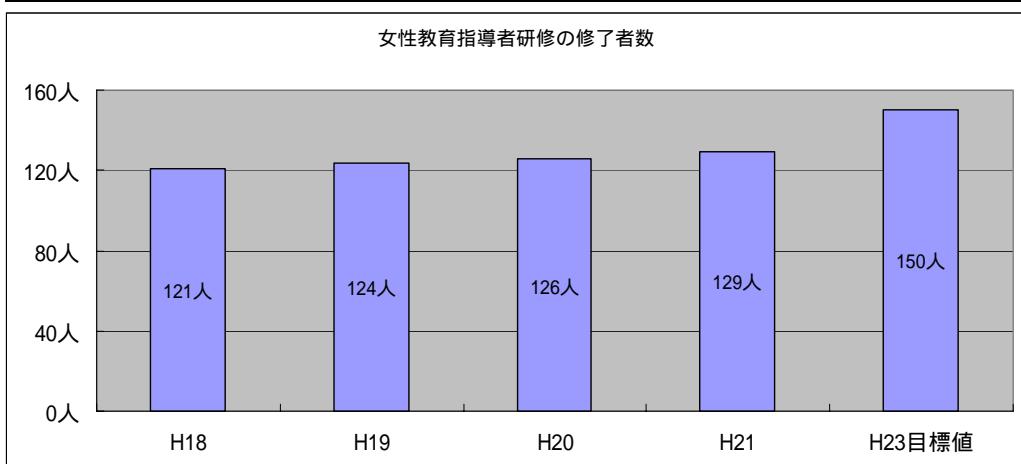
「女性教育指導者研修の修了者数」や「家庭教育指導者数」など、順調に増加しているという結果がでています。特に、「ひかりの郷にっこう出前講座受講者数」については、H20年度は減少しましたが、H21年度は大幅に増加しています。

施策の方向 3

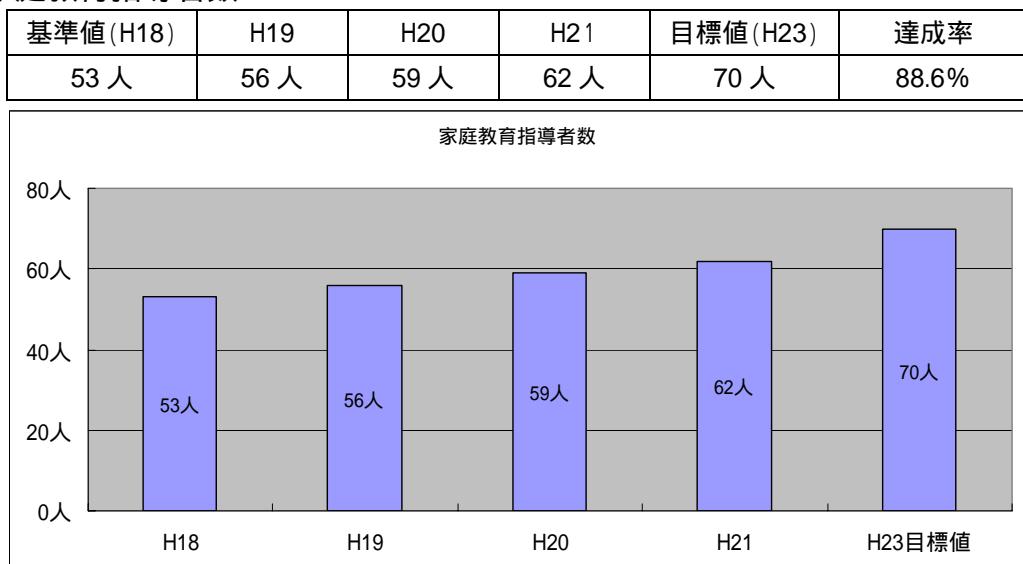
男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実

女性教育指導者研修の修了者数

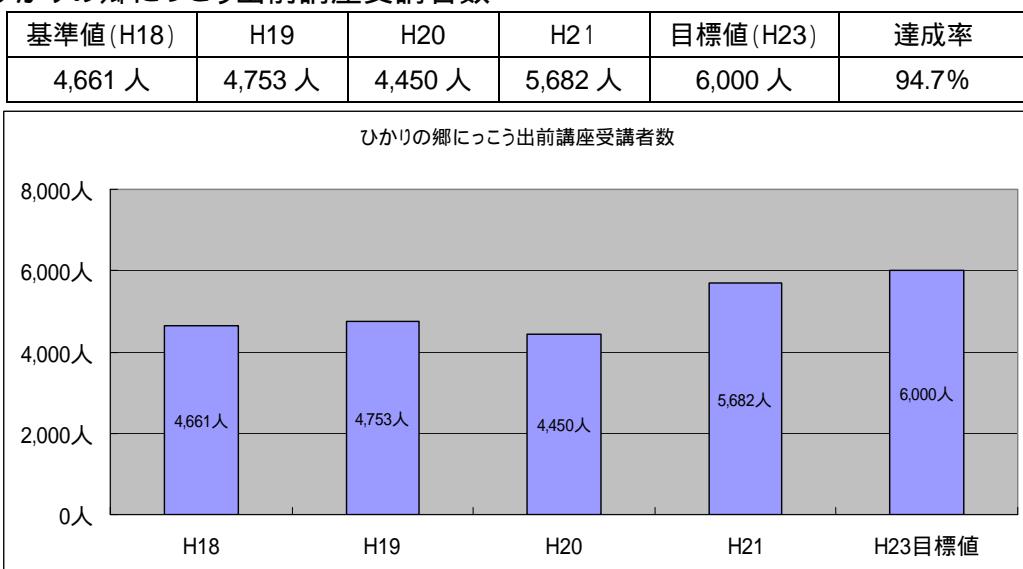
基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
121人	124人	126人	129人	150人	86.0%



家庭教育指導者数



ひかりの郷にっこう出前講座受講者数



基本目標 環境をつくろう

ここでは、一人ひとりが生きがいを持ち、安全で安心な生活を送ることができる環境づくりのための支援事業の進捗状況について報告しています。

子育て環境づくりについては、「放課後児童クラブ設置数」や「放課後児童クラブ利用人数」が減少するなか、「育児相談件数」は増加しています。

高齢者の環境づくりにおいては、「杉並木大学校受講者数」が減少するなか、「シルバー人材センター会員数」は増加しています。

「クリーンパートナー登録数」は、目標値を大きく超えて増加しており、環境問題への関心の高さが伺われます。

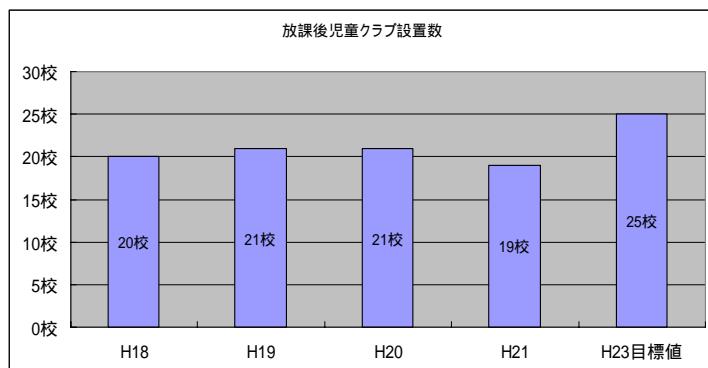
農業分野における職場環境については、目標値達成まで後一步のところで横ばいとなっております。

施策の方向 4

男女が共に健やかで安全安心な暮らしづくり

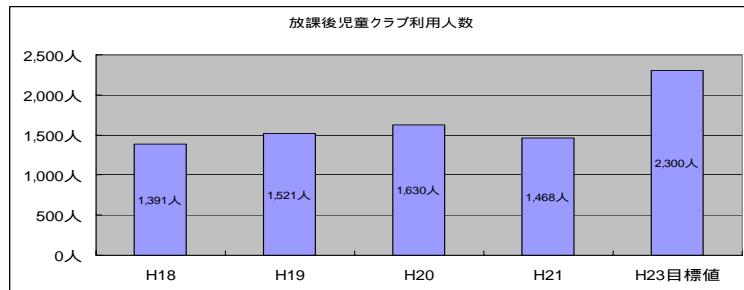
放課後児童クラブ設置数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
20 校	21 校	21 校	19 校	25 校	76.0%



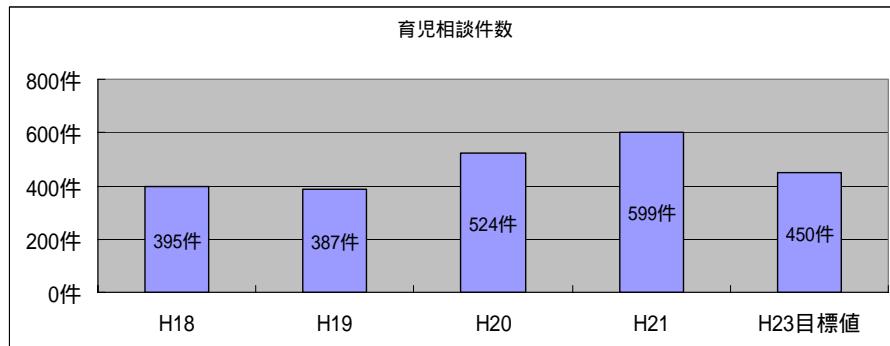
放課後児童クラブ利用人数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
1,391 人	1,521 人	1,630 人	1,468 人	2,300 人	63.8%



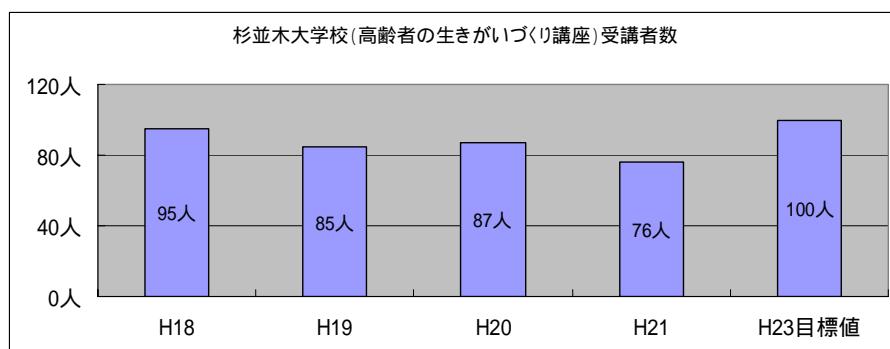
育児相談件数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
395 件	387 件	524 件	599 件	450 件	116.4%



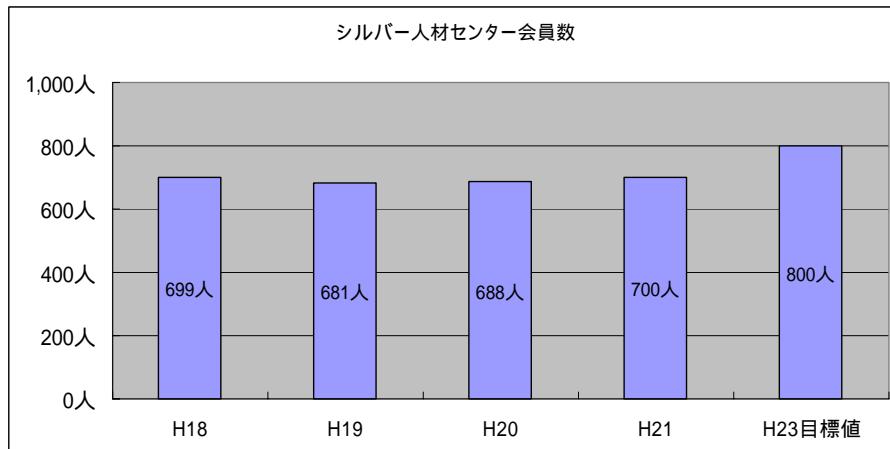
杉並木大学校(高齢者の生きがいづくり講座)受講者数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
95 人	85 人	87 人	76 人	100 人	76.0%



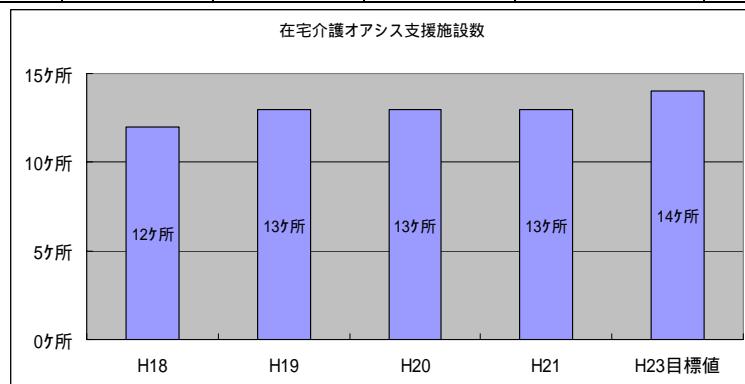
シルバー人材センター会員数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
699 人	681 人	688 人	700 人	800 人	87.5%



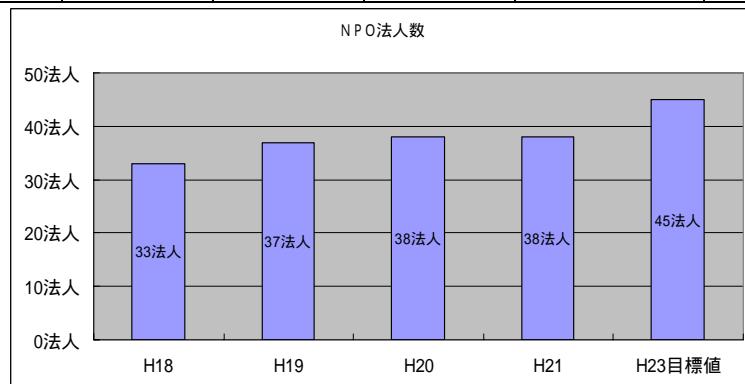
在宅介護オアシス支援施設数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
12ヶ所	13ヶ所	13ヶ所	13ヶ所	14ヶ所	92.9%



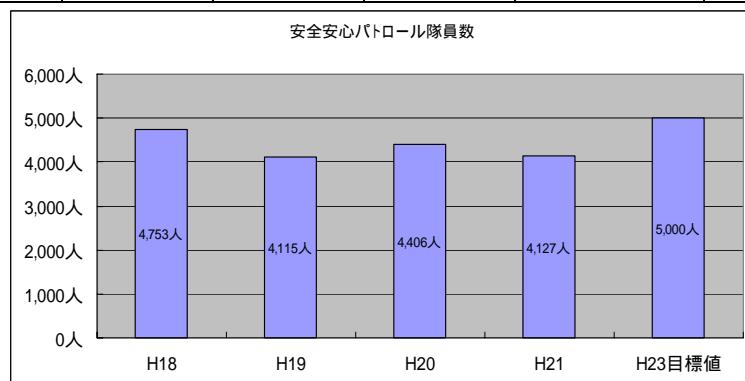
NPO法人数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
33法人	37法人	38法人	38法人	45法人	84.4%



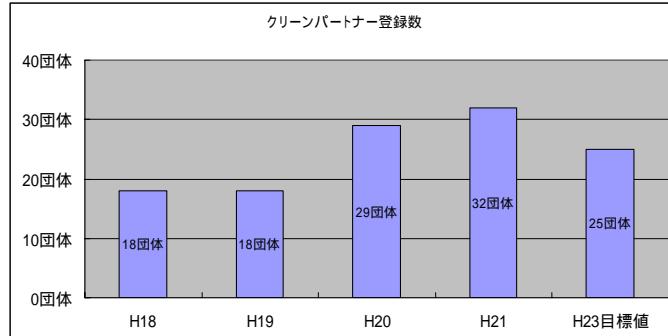
安全安心パトロール隊員数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
4,753人	4,115人	4,406人	4,127人	5,000人	82.5%



クリーンパートナー登録数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
18 団体	18 団体	29 团体	32 团体	25 团体	128.0%

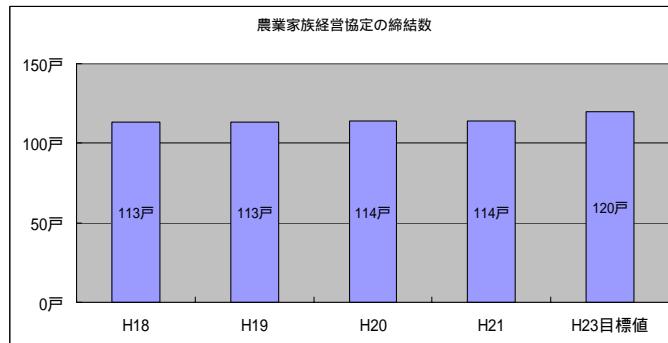


施策の方向 5

男女が共に働きやすい職場環境整備

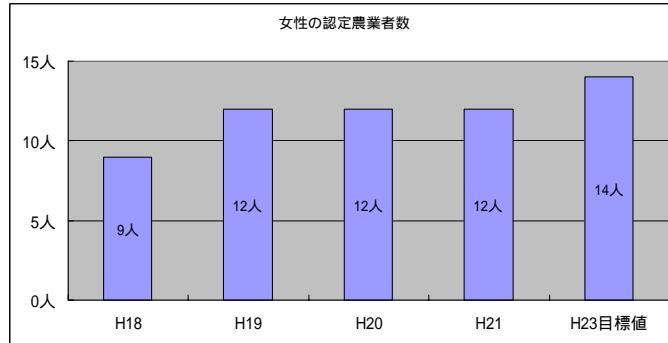
農業家族経営協定の締結数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
113 戸	113 戸	114 戸	114 戸	120 戸	95.0%



女性の認定農業者数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
9 人	12 人	12 人	12 人	14 人	85.7%



基本目標 参画しよう

ここでは、様々な活動への参画状況について報告しています。

「審議会・委員会等における女性委員の割合」は徐々に増加していますが、「女性委員のいない審議会・委員会等の数」も増加しており、継続した啓発が必要です。

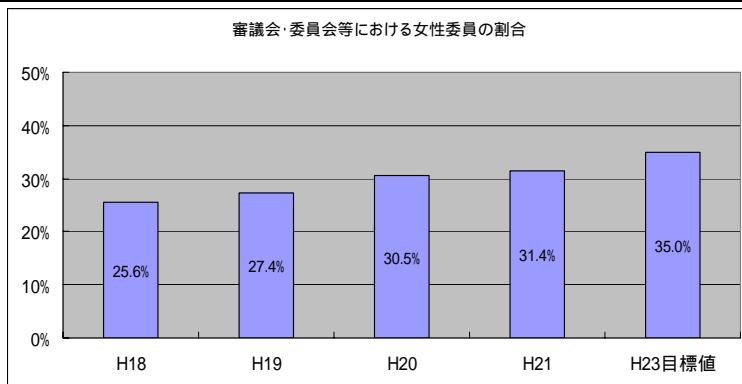
市民活動においては、「市民活動支援センター登録団体数」の急増、「自主防災組織数」の増加など、活発な状況がうかがえます。

施策の方向 6

政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進

審議会・委員会等における女性委員の割合

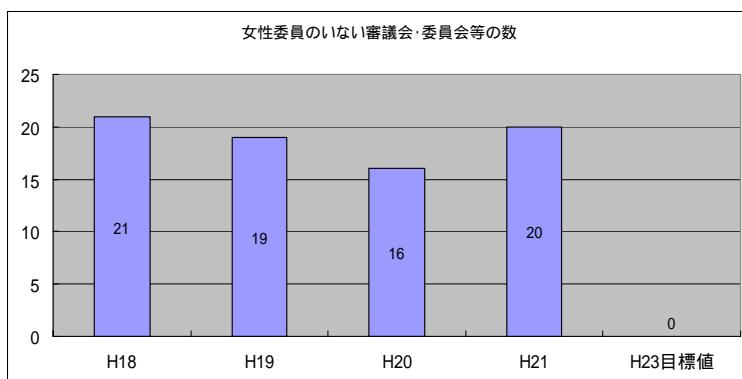
基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
25.6%	27.4%	30.5%	31.4%	35.0%	89.7%



女性委員のいない審議会・委員会等の数

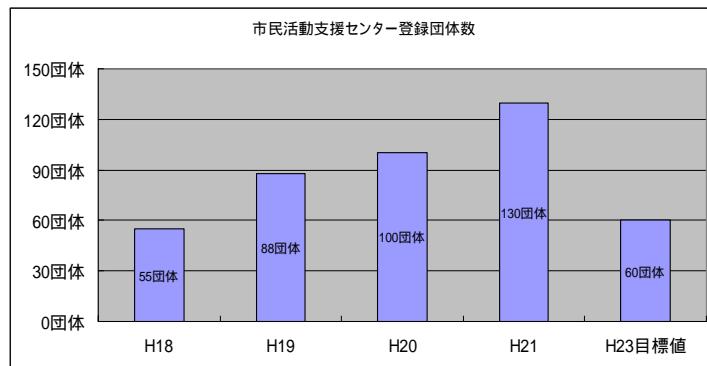
基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
21	19	16	20	0	(2) 4.8%

(2)目標値「0」に対し、計算式 [1-(H21 / 基準値)] で算出した



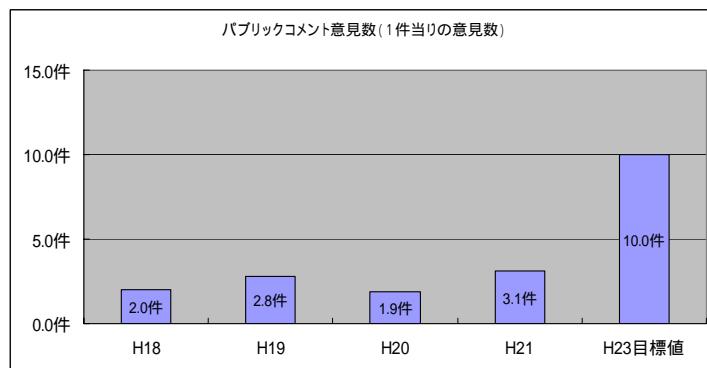
市民活動支援センター登録団体数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
55 団体	88 団体	100 团体	130 团体	60 团体	216.7%



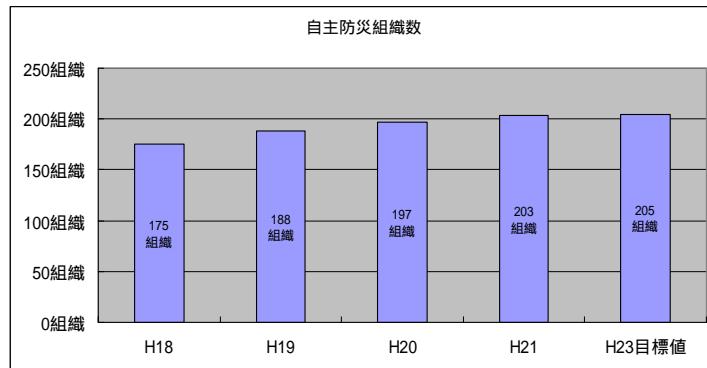
パブリックコメント意見数(1件当たりの意見数)

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
2.0 件	2.8 件	1.9 件	3.1 件	10.0 件	31.0%



自主防災組織数

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
175 組織	188 組織	197 組織	203 組織	205 組織	99.0%



基本目標 推進しよう

ここでは、市が率先して推進していくための職員の意識啓発事業の進捗状況について報告しています。

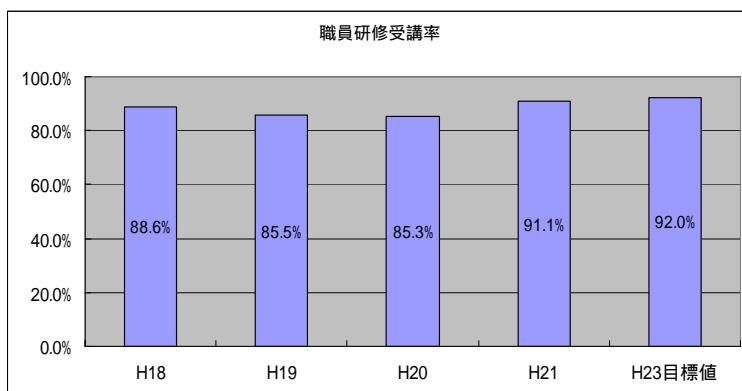
「職員研修受講率」は増加し、目標達成まであとわずかとなっています。

しかし、「育児休業を利用した男性職員数」は、微増してはいますが、目標までは程遠い現状です。男性の育児参加に対する意識改革と制度を利用しやすい環境づくりが必要です。

施策の方向 8 行政の推進体制の充実

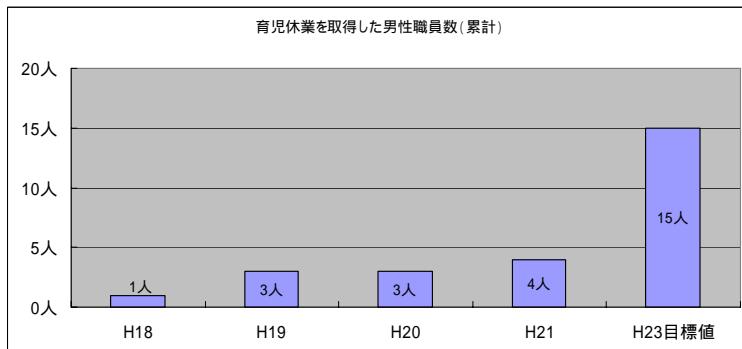
職員研修受講率

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
88.6%	85.5%	85.3%	91.1%	92.0%	99.0%



育児休業を取得した男性職員数(累計)

基準値(H18)	H19	H20	H21	目標値(H23)	達成率
1人	3人	3人	4人	15人	26.7%



第3章 男女共同参画推進に関する事業実施状況

第3章では、施策の方向ごとに、課題とそれに対応するために実施した、平成21年度の事業について総合的にまとめました。

今年度は、昨年度の反省点を踏まえ事業の実績調査の際に、男女共同参画についての「配慮度」及び「改善点」についてもチェックシートを用い調査をおこないました。「配慮度」については、回答者の解釈及び男女共同参画推進のための事業とその他の目的で実施している事業では、回答にバラつきができてしまいました。

各担当課に対し、男女共同参画の視点で取り組むことの意識付けの効果は見込まれましたが、結果として、進捗状況を確認するための資料とはならず、報告書へ掲載することができませんでした。

「改善点」については、「男女共同参画社会づくり推進本部幹事会」において、検証をおこない、「検証結果」としてまとめました。

今後、調査方法についてさらに検討してまいります。

1. 平成21年度事業実施状況

基本目標 意識を変えよう

施策の方向 1 男女の個人としての人権の尊重

取組むべき課題と対応

男女共同参画を推進するうえで、男女が互いに尊重し合い、認め合いながら支えあう意識づくりが必要です。

ここでは、すべての人が個人として尊重される意識づくりのための事業を実施しています。

検証結果

- セミナーやフォーラム等の講演会について、男女共同参画が男性にもメリットがあることを強調したり、開催日時や場所などについて、男性や一般市民が参加しやすい工夫をする必要があります。

また、他の事業との共催なども考慮する必要があります。

- 権利擁護を必要とする相談・支援体制の充実については、相談員のスキルアップはもとより、情報の共有化と連携が図れる体制づくりのもと、自立支援を強化する必要があります。

また、相談員のメンタルヘルスについても配慮する必要があります。

施策(1)互いの性を尊重する意識づくり

1 男女が、個人としての人権を尊重する意識づくりを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
1	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催。	平成22年3月13日藤原総合文化会館において、「男女共同参画社会づくりフォーラムin日光」を開催。 講師:家田莊子(作家・高野山真言宗僧侶) 参加者:約300名。	人権・男女共同参画課
2	広報紙「はーとふる」の発行	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行。	9月と3月の2回発行。全世帯及び企業などに配布。ワーク・ライフ・バランスをはじめとする男女共同参画についてあらためて考えてみました。	人権・男女共同参画課
3	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	各地域ごとに5回開催。339名の参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課
4	人権週間の啓発活動	講演会や児童生徒に人権について考えさせる授業。	市内全小中学校で実施	学校教育課

2 男女が互いの性を尊重し、健康についての理解を深めます。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
5	ひかりの郷にっこり出前講座	市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供。	「思春期の自立ができるため」をテーマにした講座のH21年度実績はなし。	中央公民館 健康課
6	学校教育における性教育	各学校が保健・体育や学級活動の時間を中心性に関する指導を実施。	市内全小中学校で実施	学校教育課
7	薬物乱用防止教室	外部講師や視聴覚教材を利用し薬物の危険性について授業を実施。	市内全中学校で実施	学校教育課

3 男女共同参画の視点に立った広報活動を展開するとともに、メディア・リテラシー(3)向上のための広報・啓発を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
8	広報発行事業	毎月1回、予算特集号 計13回の広報紙の発行。	広報紙等、市の発行物における男女共同参画の視点に立った表現を促進。	秘書広報課
9	小中学校におけるメディアリテラシー教育	全教科を通して、情報選択、自己発信する能力の育成を行う。	市内全小中学校で実施	学校教育課
10	少年指導センター環境浄化活動事業	有害図書の調査の実施。	月1回(年12回)の有害図書販売所の調査・報告を実施	生涯学習課
11	少年指導センターによる巡回指導	少年指導委員会による街頭指導及び特別指導の実施。	今市地区少年指導センター 巡回指導実施回数 84回・延べ 従事者数 303人 日光地区少年指導センター 巡回指導実施回数 8回・延べ 従事者数 64人	生涯学習課

(3) メディア・リテラシー：様々なメディアからの情報を、各人が無批判に受け入れるのではなく、情報を選択し、主体的に読み解き、自己発信する能力を指します。

施策(2)女性に対するあらゆる暴力の根絶

4 女性に対する暴力を根絶するため、暴力の要因でもある男性優位意識の改革を推進し、暴力を許さない社会的認識の形成と、被害者に対する救済と支援を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
12	DV防止講演会の開催	DV問題について正しい理解を図るため、年1回講演会を開催	平成22年2月3日、中央公民館において、DV防止啓発講演会「デートDV」をテーマに開催、講師:アウェア代表 山口のり子	人権・男女共同参画課
13	日光市配偶者からの暴力対策基本計画の策定	配偶者からの暴力に対し、総合的で一体的に取り組むため、基本計画を策定する。	平成21年8月から、市民及び関係機関からなる「日光市配偶者からの暴力対策基本計画策定委員会」及び庁内組織により案を作成し、パブコメを経て、平成22年3月に策定した。	人権・男女共同参画課
14	「女性に対する暴力をなくす運動」の推進	「女性に対する暴力をなくす運動」についての啓発記事を市広報に掲載する。	市広報11月号に主にDVについての特集記事を掲載した。	人権・男女共同参画課

施策(3)権利擁護を必要とする人への相談・支援体制の充実

5 権利擁護を必要とする人への相談・支援体制を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
15	DV相談	婦人相談員によるDV相談の実施。	本庁に婦人相談員3名を集約し、相談体制の充実を図った。H21年度の相談件数23件、延べ相談件数56件。	人権・男女共同参画課
16	児童虐待防止相談	家庭相談員による児童虐待相談の実施。	本庁及び総合支所に配置の家庭相談員4名を本庁に集約し、相談業務の体制強化と充実を図った。H21年度の虐待相談延べ回数は、689回。	人権・男女共同参画課
17	障がい者相談支援事業	日光市障がい者相談支援センターにコーディネーター2名を配置し、各種福祉制度の紹介や相談・支援・調整等を行う事業	相談件数(相談延べ人数): 801人、相談実人数: 164人	生活福祉課
18	福祉サービス利用援助事業(あすてらす・にっこう)	高齢者や障害のある方の地域生活を支援するため、福祉サービスの利用に対する相談や情報提供、日常的な金銭管理などを行う事業	実施期間 1年間 相談状況・一般相談34件・専門相談18件 合計52件 契約状況・契約者数32件(認知高齢者、知的障がい者等)	社会福祉協議会

6 権利擁護を必要とする人に対する相談員の資質向上を図ると共に被害者への二次的被害を防止するための研修を行います。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
19	母子自立支援員及び婦人相談員の研修の充実	婦人相談所及び母子寡婦福祉連合会など、関係各機関が主催する研修会への参加	本庁に母子自立支援員及び婦人相談員3名を集約した。相談受付体制の強化のため、最低限の窓口人員を確保し、研修会などには交代で極力参加できるよう配慮した。延べ30回参加。	人権・男女共同参画課
20	家庭相談員の研修の充実	児童相談所等が主催する研修会への参加。	4名の家庭相談員が7回(延べ10名)の研修会に参加。	人権・男女共同参画課
21	県西圏域事例検討会への参加	1月に1度開催される県主催の検討会に市相談支援センターのコーディネーターが出発し、各地域における事例の支援方法等の報告、検証を行い、互いのスキルアップ、相互の連携強化に努めている。	12回出席	生活福祉課

施策(4)国際文化都市としての人権意識づくり

7 世界中の様々な国や人々を理解し、尊重する意識を育みます。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
22	在住外国人支援	日光市国際交流協会と連携し多言語での情報提供をはじめ各種事業を実施。	ボランティア日本語教師による日本語教室を月2~4回開催。在住外国人からの各種相談受付。やさしい日本語で表記した「外国人のための生活便利マップ」を作成、市内在住外国人及び転入してくる外国人へ配布を行った。	観光交流課
23	ラピッド市交流	ラピッド市と中高生交流・公式訪問団交流	7月31日~8月11日の日程でラピッド市の中高生が日光市を訪問し、市長表敬訪問をはじめ市内高校生との交流事業を実施。(7月21日~31日の日光市中高生のラピッド市訪問は、新型インフルエンザの流行により訪問中止。)10月1日~7日の日程で日光市の市民訪問団がラピッド市を訪問し、各種交流を行った。	観光交流課
24	ALT配置事業	9名のALTが、全小中学校を訪問し、担任や英語科の教員とチームティーチングを行う。	市内全小中学校で実施	学校教育課

8 世界遺産「日光の社寺」をはじめ歴史や文化、自然を継承する心を育みます。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
25	奥日光環境保全事業	奥日光清流清湖保全協議会への助成・コカナダモ刈取除去	中宮祠小中学校の児童生徒による水質保全に関する啓発ポスター・標語展の開催・水環境講習会の開催・コカナダモ人力及び機械刈取りの実施	環境課
26	杉並木大学校必修講座「教育文化講座」	杉並木大学校の必修講座として、受講生の教養を高めるため市の教育・文化的な講座を開催しています。	「足尾銅山・世界遺産に向けて」と題して、足尾の歴史や環境問題を通し、世界遺産に向けての取り組みを学習しました。1回開催 52名出席	中央公民館
27	ひかりの郷にっこう出前講座	市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供。	「身近な自然にふれよう」をテーマに小学生男女21名に実施。	中央公民館
28	文化財愛護少年団育成会事業	児童・生徒に対する世界遺産を中核とし、文化財愛護精神の普及と啓発を図る。	文化財愛護副読本「わくわく！日光の社寺たんけん」を作成し市内小学校に配布。HPを作成し公開した。6ページ作成	日光足尾教育行政事務所

施策の方向 2 社会制度・慣行の見直し

取組むべき課題と対応

男女共同参画を推進するうえで、阻害要因の一つとなっている男女の固定的な性別役割分担意識を解消することが重要です。

ここでは、家庭・地域・働く場など社会全体におけるジェンダー（3社会的性別）の解消、多様な生き方を尊重する意識づくりのための啓発事業を実施しています。

検証結果

- 固定的な性別役割分担意識の解消については、自治会や家庭、家族経営的な農林水産業や商工業従事者を重点に啓発していく必要があります。
- フォーラムやセミナーの開催については、各種団体等との連携による事業展開が必要です。

施策(5)男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

9 固定的な性別役割分担意識に基づく、家庭や地域の慣習やしきたりを見直し、男女共同参画を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
29	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催。	平成22年3月13日藤原総合文化会館において、「男女共同参画社会づくりフォーラムin日光」を開催。 講師:家田莊子(作家・高野山真言宗僧侶) 参加者:約300名。	人権・男女共同参画課
30	広報紙「はーとふる」の発行	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行。	9月と3月の2回発行。全世帯及び企業などに配布。ワーク・ライフ・バランスをはじめとする男女共同参画についてあらためて考えてみました。	人権・男女共同参画課
31	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	各地域ごとに5回開催。339名の参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課

10 多様な生き方、考え方を地域社会全体が理解・尊重し、連携・協力する意識を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
32	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催。	平成22年3月13日藤原総合文化会館において、「男女共同参画社会づくりフォーラムin日光」を開催。 講師:家田莊子(作家・高野山真言宗僧侶) 参加者:約300名。	人権・男女共同参画課
33	広報紙「はーとふる」の発行	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行。	9月と3月の2回発行。全世帯及び企業などに配布。ワーク・ライフ・バランスをはじめとする男女共同参画についてあらためて考えてみました。	人権・男女共同参画課
34	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	各地域ごとに5回開催。339名の参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課
35	「パパといっしょに遊ぼう」事業	地域子育て支援センター等の主催で、休日に父と子のふれあう機会を設け、遊びの教室を開催	4回	子育て支援課

施策(6)男女共同参画を推進する広報活動の充実

11 男女共同参画やジェンダー(4社会的性別)の視点について、わかりやすい広報活動を展開します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
36	男女共同参画広報紙「はーとふる」の発行。	男女共同参画の理解と啓発のため、市民編集委員により検討し、年2回発行。	9月と3月の2回発行。全世帯及び企業などに配布。ワーク・ライフ・バランスをはじめとする男女共同参画についてあらためて考えてみました。	人権・男女共同参画課
37	市ホームページの運営	市ホームページに、男女共同参画の理解と啓発のための記事を掲載する。	あらたに、男女共同参画推進事業者の表彰制度や配偶者暴力についての記事を載せて、充実を図った。	人権・男女共同参画課

(4) ジェンダー(社会的性別): 社会的・文化的に形成された性別を示す概念のこと。

施策の方向 3

男女共同参画の実現に向けた教育・学習機会の充実

取組むべき課題と対応

男女共同参画の意識啓発は、幼児期から成人に達するまでの発達段階に応じた学習の機会の提供が必要であり、また、家庭・地域・働く場などの各分野での啓発も重要です。

ここでは、乳幼児期から成人に達するまでの、家庭・地域・学校・職場における様々な分野での意識づくりのための事業を実施しています。

検証結果

- 教育に携わる親や教育者の意識の啓発が重要であり、学校教育、社会教育との連携により、保護者や教職員を対象とした研修会等を検討していく必要があります。
- 働く場における推進については、啓発パンフレットによる周知だけでは不十分であり、関係課や農業協同組合、商工会議所等と連携のもと、施策を進める必要があります。

施策(7)男女共同参画の視点に立った家庭や地域社会における教育の充実

12 乳幼児期からの人権意識づくりを啓発・推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
38	男女共同参画セミナーの開催	毎年度5地域ごとにセミナーを開催し、地域に密接に係わりのあるテーマで講演。	各地域ごとに5回開催。339名の参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課
39	小中学生人権尊重啓発標語・ポスター募集事業	人権尊重の精神の涵養を目的として、全小中学校を対象に人権尊重啓発標語・ポスターを夏休みの課題として募集。	標語の部 (市内全小中学生対象) 応募総数 5,446点 ポスターの部 (市内小学5・6年生、全中学生対象) 応募総数 153点	生涯学習課
40	ブックスタート事業	本を通して親子のふれあいを一層深めるとともに、表現力・思考力を培う読書の契機として、メッセージを添え、絵本やアドバイス集を手渡す事業。	実施回数 56回、参加者数 585人(8ヶ月健康診査時に実施)	今市図書館

13 男女共同参画に関する基本的な研修を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
41	男女共同参画セミナーの開催	毎年度5地域ごとにセミナーを開催し、地域に密接に係わりのあるテーマで講演。	各地域ごとに5回開催。339名の参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課

施策(8)男女共同参画の視点に立った学校・幼稚園・保育園における教育の充実
14 人権尊重の基本となる、生命の大切さや優位意識をなくす教育を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
42	学校教育における性教育	各学校が保健・体育や学級活動の時間を中心に行なう指導を実施。	市内全小中学校において実施	学校教育課
43	各学校における体験学習	小学校においては、地域のボランティアを招いての農業体験、主に4年生、5年生において宿泊学習を実施している。	市内全小学校において実施	学校教育課

15 男女共同参画について、教職員・保育士等が共通理解を深めるよう推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
44	男女共同参画社会づくり市民会議の運営	小中学校教頭会をはじめ、幼稚園・保育園・小学校連携推進委員会も参加して、男女共同参画についての共通理解を深め、男女共同参画社会づくりに向けた推進に取り組む。	年4回の会議の開催と、先進地への視察研修を行なった。男女共同参画社会づくりフォーラムの実行委員として運営、検討を行なった。	人権・男女共同参画課
45	DV防止講演会の開催	DV問題について正しい理解を図るために、市内小中学校教員や保護者を対象に含め年1回講演会を開催	平成22年2月3日、中央公民館において、DV防止啓発講演会「デートDV」をテーマに開催。 講師：アウェア代表 山口のり子	人権・男女共同参画課

施策(9)働く場における男女共同参画意識の推進

16 働く場における男女共同参画の理解と推進に取組みます。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
46	事業所等におけるあらゆる休暇制度の活用と理解促進	男女共同参画社会の実現をめざし、事業所等におけるあらゆる休暇制度の活用に対し理解と促進を図る。	国及び県における各種労働行政の施策を示した冊子やパンフレット、ポスターなどを配布し普及啓発を図った。	商工課
47	日光市農業農村男女共同参画推進事業講演会	農業農村の男女共同参画社会形成のため理解促進と意識の高揚を図ることを目的に講演会を開催。	平成22年2月18日(木)、大沢地区センターにて、栃木県女性農業士 大出陽子氏を招いて実施。 54名が参加。	農林課
48	ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	事業主や労働者、一般市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識してもらい、意識の啓発をしていく。	平成21年10月7日、(財)21世紀職業財団栃木事務所との共催で実施。 67人の参加。	人権・男女共同参画課

基本目標 環境をつくろう

施策の方向 4

男女が共に健やかで安全安心な暮らしづくり

取組むべき課題と対応

男女共同参画を進めるうえで、誰もが健やかでいきいきと暮らせる環境づくりが必要です。

ここでは、子育て・介護・障がい者支援から、防犯・環境問題に至るまで、すべての市民が生きがいを持ち、安全で安心な暮らしができるような環境づくりのための事業を実施しています。

検証結果

- 子育て環境づくりにおいては、虐待防止やひとり親家庭への支援のために、相談体制の充実をはかるとともに、父親の育児への参画を促進する必要があります。
- 障がい者や高齢者対策、介護環境づくりにおいては、関係機関と連携し、身近な地域単位で支えあう組織づくりを進めるとともに、男性への家事や介護への参画を促進することも必要です。
- 安全・安心な環境づくりにおいては、男性・女性双方からの視点による施策の推進が必要です。また、地域ぐるみの活動を促進する必要があります。

施策(10)安心して子育てができる環境づくり

17 多様なニーズに対応できる保育サービスを充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
49	病後児保育事業	保育園に併設した専用施設で病気回復期にあって集団保育が困難な児童預かりを実施	施設数:2ヵ所 延利用者数301人	子育て支援課
50	一時預かり保育事業	保護者が病気などで一時的に保育が困難な場合に、保育園において一時的に生後3ヶ月から小学校就学前までの児童を預かる事業	施設数:6ヵ所 延利用者数670人	子育て支援課
51	休日保育事業	保護者が日曜日・祝日に仕事などで保育を必要とする場合、保育園での就学前の児童の保育を実施	施設数:2ヵ所 延利用者数370人	子育て支援課
52	障がい児保育事業	心身に障がいのある就学前の児童を保育園に受け入れ、集団で保育を実施	受入れ人数:24人	子育て支援課
53	幼稚園と保育園総合施設化事業	教育と保育を一体としてとらえ、一貫した総合施設を検討し、認定子ども園を設置。	施設数:1ヶ所	子育て支援課

18 地域での子育て環境づくりを充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
54	地域子育て支援センター事業	地域の子育て支援情報の収集・提供や子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、既存ネットワークや子育て支援活動団体等と連携しながら、従来の乳幼児学級活動を含め、地域に出向いた地域支援活動や交流会などを展開。	施設数:1ヶ所	子育て支援課
55	子どもの居場所づくり事業	地域ぐるみで子どもを育てる体制をつくりを目指し実施。	全47回実施され、延べ参加者数は740名となった。	生涯学習課
56	スポーツ少年団育成事業	スポーツ活動を通した人間形成を主な目的に、こころとからだの発達育成に十分配慮したプログラムのもと活動をおこなう団体の育成支援。	<日光市スポーツ少年団本部>加盟団体75団体(17競技)	スポーツ振興課

19 子育てに関する相談体制を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
57	子育て相談の充実	NPO法人との協力体制により、24時間対応の相談業務を実施。	H21年度の件数2,645件	人権・男女共同参画課
58	子育て相談(地域開放)事業	保育園において、子育て相談や情報提供を行なう事業。	相談件数:599件	子育て支援課
59	子育てサロン(にこにこ広場)事業	子育て中の親子に対して、気軽に相談、交流ができる場を提供する事業。	実施カ所数:6カ所	子育て支援課
60	乳幼児健康相談	身体計測、栄養指導、保健指導、運動発達相談、育児相談等	年間を通じて各地域で79回行い、保護者への育児支援を実施 相談者数1,269人	健康課
61	ひとり親家庭への相談・自立支援の充実	ひとり親に対し、さまざまな相談を受けるとともに、就労をはじめ自立に向けての支援を行う。	H21年度延べ相談件数2,189件。	人権・男女共同参画課

策(11)共にやさしい介護環境づくり

20 安心して生活できる介護サービスを充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
62	高齢者福祉施設整備事業	施設入所待機者の解消と介護サービスの充実を目的に高齢者福祉施設の整備を行う。	認知症高齢者グループホーム整備(入所定員9人) 西川デイサービスセンター整備(登録定員10人)	介護保険課
63	介護サービス事業者連絡協議会	介護サービス事業者の資質向上や事業者間の連携を図り、円滑な介護サービスの提供を推進する。	研修会の開催(3回実施、参加人数118人) 研修内容:ミュージックセラピー、感染症予防、介護のあり方 二宮中央クリニックへの視察研修(参加人数29人)	介護保険課
64	介護サービス情報の提供	介護保険に関する情報を提供し、介護サービスの円滑な運営に努める。	ホームページにおける情報発信 窓口等での相談用「日光市の介護保険ガイドブック」の更新 要介護認定者及び65歳到達者に「こんなちは介護保険です！」の送付	介護保険課
65	在宅福祉サービス事業	介護保険サービス事業 障害福祉サービス事業	介護保険サービス状況 訪問介護事業 提供回数 12,495回(事業所3ヶ所) 通所介護事業 利用件数 9,027件(事業所5ヶ所) 居宅介護事業 提供件数 3,929件(事業所4ヶ所) 障害福祉サービス状況 居宅介護サービス 提供回数 1,476回	社会福祉協議会
66	在宅介護オアシス支援事業	高齢者の孤独感の解消、生きがいの増進を図り、介護予防を行う。	市内に13箇所設置。延べ利用者数20,573人	高齢福祉課

施策(12)高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる環境づくり

21 高齢者の自立を支援し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
67	高齢者在宅介護支援事業	紙おむつ券、介護手当、ホームヘルプ、移送サービス、訪問給食サービス等を実施。	紙おむつ - 752人、介護手当 289人、ヘルパー派遣事業所 10、移送サービス - 150人、訪問給食 - 227人。	高齢福祉課
68	自立対策・生活支援事業	暮らしのお手伝い事業、緊急通報体制整備事業。	暮らしのお手伝い - 28人、緊急通報装置 - 5,128人	高齢福祉課
69	小地域福祉活動見守り活動事業	高齢者・障がい者等を対象に見守り活動事業	実施地域:今市地域(5地区)、日光、栗山、藤原、足尾地域については平成22年度実施 実施期間:年間(4月~翌年3月) 協力機関:自治会、民児協会、地区社協	社会福祉協議会
70	福祉有償サービス事業(外出支援事業)	バス・電車等通常の交通機関を利用することが著しく困難な藤原地区的高齢者や重度障がい者等の社会的範囲を拡大するための事業	利用状況 登録者数:10名・稼動日数:34日・運送回数:34回	社会福祉協議会
71	シルバー人材センター事業	知識、経験、技能を活かした職業の場を提供するとともに、各種研修会を実施。	会員研修会3回、職業訓練14回、奉仕活動1回95名参加。	シルバー人材センター

22 障がいのある人の自立を支援し、安心して暮らせる環境づくりを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
72	官公需の掘り起こし	障がい者支援施設への市からの発注拡大のため試行的に主に健康福祉部を中心に官公需の掘り起こしを実施した。	市内の障がい福祉事業所に官公需等の掘り起こしを行うための専従職員を配置したことにより、11部署からの申し出があり、市内都市公園の清掃、保健福祉センターの清掃等、障がい福祉施設の受注に結びついた。	生活福祉課
73	障がい児通園施設運営費	つばさ園において、身体又は知的障害のある児童に対し、通園による療育訓練及び生活指導を行う。	一日平均利用児童数 8.4人	生活福祉課
74	障がい者相談支援事業	日光市障がい者相談支援センターにコーディネーター2名を配置し、各種福祉制度の紹介や相談・支援・調整等を行う事業。	相談件数(相談延べ人数): 801人、相談実人数: 164人	生活福祉課
75	小地域福祉活動見守り活動事業	障がい者・高齢者等を対象に見守り活動事業	実施地域: 今市地域(5地区)、日光、栗山、藤原、足尾地域については平成22年度実施 実施期間: 年間(4月～翌年3月) 協力機関: 自治会、民児協会、地区社協	社会福祉協議会

施策(13)生涯にわたる心と身体の健康づくり

23 生涯を通じ、心身共に健康な暮らしを支援します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
76	女性サポートセンター講座	働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るために、各種講座を開設。	シニアの軽スポーツ・フラダンス教室・ヨガ教室、出前講座してボーリング体操の各種講座を実施。30回、延べ482人参加。	人権・男女共同参画課
77	健康教室(一般)	健康づくり・生活習慣病予防・歯周疾患・病態別	年間223回・3,705人	健康課
78	学校教育における食育	家庭科を中心とした段階に応じた授業の実施。	市内全小中学校において実施	学校教育課
79	市民健康体力づくり事業	ソフトボール、バレー、バレーボール競技を通じて心身の健康増進を図るとともに地域の触れ合いを促進し明るい社会環境作りに資する。	<壮年ソフトボール大会> 9/13 5チーム 83人 <婦人バレー大会> 9/6 16チーム 233人	スポーツ振興課

24 母子保健・医療対策を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
80	休日急患こども診療所事業	休日の一次医療を充実させるため、日曜日及び祝日に休日急患こども診療所を開設する。	受診者延人数:2,863人 診療日:69日	健康課
81	乳幼児健康相談	身体計測、栄養指導、保健指導、運動発達相談、育児相談等。	年間を通じて各地域で79回行い、保護者への育児支援を実施 相談者数1,269人	健康課
82	妊婦アンケート	妊娠届出時にアンケートを実施し、相談に応じる。	妊娠届出時に603件アンケートを実施	健康課
83	妊産婦・こども医療費助成制度の充実	妊産婦および小学校6年生までの子どもの医療費を助成。	(妊産婦) 助成件数:3,790件 助成金額:18,632千円 (子ども)H21年度から小学校3年生から小学校6年生までに対象拡大。 助成件数:100,375件 助成金額:180,159千円	子育て支援課

施策(14)安全・安心な地域づくり

25 地域ぐるみで安全・安心なまちづくりを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
84	自主防災組織育成事業	自治会等の単位で自主防災組織を結成してもらうよう働きかけを行なう。また、新規結成の際に20万円を限度に防災資機材を配布する。	平成21年度に新たに6つの自主防災組織が結成され、市内227自治会のうち203自治会で結成(結成率89.4%)された。	総務課
85	不審者情報の提供	市ホームページに不審者情報を掲載する。	10件の不審者情報を掲載した。	生活安全課
86	防犯灯対策事業	各自治会の要望により防犯灯の設置工事等を行い、防犯灯電気料の2/3を各自治会に補助する。また、防犯灯器具更新の補助も行う。	防犯灯116箇所を整備した。防犯灯9,255灯に対しての電気料補助を行った。防犯灯103灯の器具更新補助を行った。	生活安全課
87	消費生活センター運営事業	消費生活に係わる全ての苦情・問い合わせの対応。	相談件数775件	生活安全課
88	スクールガーディーダー	各中学校1名、計17名による地域巡回。	市内全中学校区で実施	学校教育課
89	学校安全ボランティア活動支援	地域ボランティアによる小学生の登下校の安全確保	市内全小学校において実施	学校教育課
90	ひかりの郷にっこう出前講座	市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供。	「普通救命講習」、「おぼえよう!応急手当」、「自主防災訓練」、「交通事故を起こさないために」などの中から27回開催。参加者5,092名。	中央公民館 総務課 生活安全課 消防本部

26 健康をおびやかす環境問題に关心を持ち、安全な環境づくりを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
91	生ごみ堆肥化機器購入補助事業	家庭用生ごみ処理機器設置費補助金(機械式・コンポスト)	機械式 23件 662,800円 コンポスト 12件 29,800円 合計 35件 692,600円	環境課
92	ポイ捨て防止対策事業	クリーン大作戦2回開催	不法投棄廃棄物回収等補助金 補助件数 36件 補助金額 649,326円	環境課
93	公害対策推進事業費	工場排水水質分析・河川等水質分析・工場ばい煙分析等	環境保全協定締結工場等からの排水分析29箇所・ばい煙分析7箇所・河川農業用水44地点水質等分析	環境課
94	住宅用太陽光発電整備導入支援事業	住宅用太陽光発電整備への助成	78件助成。昨年度と比較して、55件の増加。12月補正予算にて対応。	環境課
95	ひかりの郷にっこう出前講座	市民の要望に応じ、市及び関係機関の職員が講師として出向き、気軽に学びあうことができる学習機会を提供。	「温暖化で、今地球が危ない！」1回実施。参加者100名。 「ゴミの減量とリサイクル」1回実施。参加者80名。	中央公民館 環境課

施策の方向 5

男女が共に働きやすい職場環境整備

取組むべき課題と対応

女性も男性も共に仕事と家庭生活が両立できるよう職場環境づくりが必要です。

ここでは、女性が子育てしながら仕事を続けることができる環境整備や、男性も子育てや家事に参画できるよう支援する制度、意識づくりのための啓発事業を実施しています。

検証結果

- 働く場における環境整備については、啓発するだけでなく、関係機関と連携して、具体的な事業を展開する必要があります。
- 先進事例を研究し、子育て支援事業と連携した事業を展開する必要があります。

また、商工会議所や農業協同組合等とも連携し、事業者にもメリットがあることを強調して啓発していくことが必要です。

施策(15)雇用及び職場における男女平等の促進

27 男女の均等な雇用機会と待遇を確保し、職場での男女共同参画を促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
96	職場での男女共同参画	男女共同参画社会への理解促進に向け、各事業所における男女平等の意識改革等をさらに進める。	国及び県における各種労働行政の施策を示した冊子やパンフレット、ポスターなどを配布し普及啓発を図った	商工課
97	男女共同参画推進事業者の表彰	日光市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を推進している事業者を表彰します。	平成21年度2件表彰。H22.3.13男女共同参画フォーラムの際に表彰式を行った。	人権・男女共同参画課

施策(16)農林水産業・自営業等の女性労働者の環境づくり

28 農林水産業及び家族経営的な商工業従事者、在宅勤務の女性労働者の適切な労働環境の確保を促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
98	農業農村男女共同参画推進事業	日光市農業農村男女共同参画推進ビジョンを推進することを目的として、日光市農業農村男女共同参画推進委員会を設置、開催。	日光市農業農村男女共同参画推進委員会を年2回開催。(平成21年7月31日、平成22年1月13日)委員は17名(内、8名は女性)事業の進め方を協議した。	農林課
99	男女共同参画推進事業者の表彰	日光市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画を推進している事業者を表彰します。	平成21年度2件表彰。H22.3.13男女共同参画フォーラムの際に表彰式を行った。	人権・男女共同参画課

施策(17)就業・起業を目指す女性への支援

29 就業や再就職、起業を目指す女性への支援対策を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
100	母子家庭及び父子家庭の就労支援事業	母子自立支援員3名による母子家庭の母、及び父子家庭の父を対象とした就労相談、支援の実施。	本庁に母子自立支援員3名を集約し、相談体制の充実を図った。児童扶養手当や父子手当の現況届けの際に、相談対象者に対し、就労支援制度や相談窓口のチラシを配布した。延べ351件の相談があった。	人権・男女共同参画課
101	母子家庭自立支援教育訓練給付金支給事業	母子家庭の母、父子家庭の父の自立促進のため、職業能力の開発及び向上を目的として、対象となる講座の受講費用の50%を支給する。	母子家庭2件、父子家庭0件、計47,340円支給。	人権・男女共同参画課
102	母子家庭高等技能訓練促進給付金等支給事業	母子家庭の母、父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格の取得を目的として、その養成機関において修業した場合に、経済的負担を軽減するため支給。	平成21年6月からの制度改正で、支給期間の延長と支給額の増により、より利用しやすい制度となった(平成23年度入学者までの時限措置)。母子家庭5件、父子家庭0件、計7,065,000円支給。	人権・男女共同参画課

施策(18)事業所における女性の職業能力の開発促進

30 事業所における女性への研修や訓練の機会を提供し、ポジティブ・アクション
(5 積極的改善措置)の啓発を促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
103	男女共同参画広報紙「はーとふる」の発行	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行。	9月と3月の2回発行。全世帯及び企業などに配布。ポジティブ・アクションに関するアメリカの先進的な状況について記事を掲載した。	人権・男女共同参画課
104	ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレットの作成	企業向けワーク・ライフ・バランスの啓発パンフレットを作成し、企業に配布した。	性別によらない人材育成や男女ともに働きやすい環境づくりへの啓発を行った。	人権・男女共同参画課

(5) ポジティブ・アクション：様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

施策(19)仕事と家庭生活の両立支援

31 事業所における育児・介護休業法の普及を図り、次世代育成支援対策法に基づく企業での取組みを支援します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
105	次世代育成支援地域行動計画推進事業	次世代育成支援地域行動計画の推進。	日光市次世代育成地域行動計画(前期計画H17～H21)において、「事業所への子育て支援の職場環境づくりの推進」を主要事業の一つと位置づけ、担当課の進捗管理を通じ、普及啓発を推進している。	子育て支援課
106	事業者向け「ワーク・ライフ・バランス」の啓発パンフレットの作成	企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むメリットと各種支援制度を周知するためのパンフレットを作成し、配布した。	ワーク・ライフ・バランスセミナーで配布した他、市内の主な企業を訪問して配布した。	人権・男女共同参画課
107	ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催	事業主や労働者、一般市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識してもらい、意識の啓発をしていく。	平成21年10月7日、(財)21世紀職業財団栃木事務所との共催で実施。 講師: (株)東レ経営研究所 深美由喜氏 参加者: 67人	人権・男女共同参画課

基本目標 参画しよう

施策の方向 6

政策・方針・意思決定の場への男女共同参画の促進

取組むべき課題と対応

女性も含めた多角的な視点からの政策方針の決定は、多様化する社会構造に対応するためにも、欠かすことができません。

ここでは、女性のエンパワーメント（6）をはかり、市の審議会や委員会等の市政運営への積極的参画をはかるための事業を実施しています。

検証結果

- 政策方針決定の場への女性の参画については、登用率調査結果をもとに、さらなる担当課の意識改革が必要です。
また、単に登用率に目を向けるだけでなく、人材を育成するために幅広い年代の女性の社会参画を促進する必要があります。
- 市政経営への市民の参画については、参画しやすいような仕組みや周知方法の検討が必要です。

施策(20)政策・方針決定の場への女性の参画促進

32 あらゆる分野における、政策・方針決定の場への女性の参画を促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
108	各種審議会及び委員会などにおける女性委員の登用率調査	市の審議会などにおける女性委員の比率を平成23年度までに、35%にすることを目標に、毎年度10月1日を基準日として調査、公表する。	平成21年10月1日現在、女性委員の登用率は31.4%。	人権・男女共同参画課

(6) 女性のエンパワーメント：男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

施策(21)女性のエンパワーメントの推進

33 あらゆる分野において活躍するよう、女性のエンパワーメントを推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
109	女性リーダーの育成・支援	女性リーダーを育成するため、県事業である「次世代人材育成事業」や「女性教育指導者研修授業」への推薦を行なう。	「女性教育指導者研修事業」へ3名の推薦を行なった。	人権・男女共同参画課
110	女性団体への助成と活動支援	女性のエンパワーメントを図り、男女共同参画社会づくりの原動力となる女性団体への活動支援を行なう。	市女性団体連絡協議会への事業費補助金332,000円を補助。また、構成団体を含めた活動支援。	人権・男女共同参画課

施策(22)市民の市政運営への参画

34 市民への情報公開を促進し、市政運営への積極的参加を推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
111	パブリックコメント	市が計画などを策定する際に、あらかじめその案を公表し、それに対して市民等から提出された意見を考慮して最終的に決定する。	7件の計画及びビジョンについて実施、9名から22件の意見があった	秘書広報課
112	男女共同参画の施策等に対する意見の申出	男女共同参画の施策の意見等に対する市民からの申出制度を男女共同参画広報誌で周知した。	H21.9.25発行の男女共同参画広報紙第7号に記事を掲載。申出件数0件。	人権・男女共同参画課

施策の方向 7

家庭・地域における男女共同参画の促進

取組むべき課題と対応

自治会や市民活動、家庭での役割分担においても、男女が共に協力し合うことが必要です。

ここでは、女性の視点をいれた地域づくりのための啓発事業を実施しています。

検証結果

- ・ 地域における男女共同参画の取組みについては、自治会等関係団体等との連携による事業展開が必要です。
- ・ 地域活動や市民活動において、男女双方の視点が取り入れられるよう啓発していく必要があります。

施策(23)地域活動・市民活動における男女共同参画の促進

35 自治会等の地域活動やNPOなどの市民活動において、男女が共に参画するよう促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
113	男女共同参画セミナーの開催	毎年度5地域ごとにセミナーを開催し、地域に密接に係わりのあるテーマで講演。	各地域ごとに5回開催。339名の参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課

施策(24)家庭におけるパートナーシップの促進

36 性別によって役割を決めず、家庭内での相互協力を促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
114	男女共同参画フォーラムの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、年1回講演会を開催。	平成22年3月13日藤原総合文化会館において、「男女共同参画社会づくりフォーラムin日光」を開催。 講師:家田莊子(作家・高野山真言宗僧侶) 参加者:約300名。	人権・男女共同参画課
115	男女共同参画広報紙「はーとふる」の発行	男女共同参画の理解と意識の啓発のため、年2回広報紙を発行。	9月と3月の2回発行。全世帯及び企業などに配布。ワーク・ライフ・バランスをはじめとする男女共同参画についてあらためて考えてみました。	人権・男女共同参画課
116	男女共同参画セミナーの開催	男女共同参画の意識を啓発するため、5地域ごとにセミナーを開催。	各地域ごとに5回開催。339名の参加。	人権・男女共同参画課 各総合支所総務課

施策(25)地域における男女共同参画の視点を入れた取組みの促進

37 男女共同参画の視点を入れた取組みを促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
117	女性防火クラブ員地域防災活動事業	各地域に点在する防火クラブ員が中心に地域防災に関する事業の展開。	各自治会単位で住宅用火災警報器並びに応急手当指導の実施	消防本部
118	自主防災組織育成事業	自主防災組織の活動費補助金の交付 結成から年数の経った自主防災組織への防災資機材の更新	自主防災組織育成補助金 @20,000円 × 316組織 =6,320,000円 防災資機材更新 45組織	総務課

基本目標 推進しよう

施策の方向 8

行政の推進体制の充実

取組むべき課題と対応

男女共同参画社会を現実のものとするためには、市民、事業者、市民団体等と連携して推進していくことが重要です。

ここでは、市が率先して施策を推進していくため、市の推進体制の充実と職員の意識改革を促すための事業を実施しています。

検証結果

- ・ 職員の女性比率に配慮するとともに、適正な人事評価の確立と研修によるエンパワーメントを男女ともにはかる必要があります。
- ・ 職員の意識を改革するためには、調査を実施するなど実態をきちんと把握して取り組む必要があります。
- ・ 計画の実施状況を点検・評価するためには、目標や実績報告をより数値化する必要があります。

施策(26)市役所内の男女共同参画推進体制の充実

38 男女共同参画に関する施策を効果的に進めるため、推進体制を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
119	男女共同参画社会づくり推進本部の運営	市長を本部長とする「男女共同参画社会づくり推進本部」を設置し、施策を総合的かつ効果的に推進する。	推進本部を3回、幹事会を4回開催し、主に「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」及び「男女共同参画プラン日光」の進捗状況についての検討を行なった。	人権・男女共同参画課

施策(27)職員の意識啓発

39 全職員が男女共同参画に対する共通認識を持てるよう、職員の意識啓発を行います。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
120	セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施	セクシュアル・ハラスメントを正しく理解し、その防止及び対処方法を学習する。	副主幹級以下の職員対象 受講対象者数 236名 受講者数 187名 受講率 79.2%	総務課

40 男女共同参画を推進するための女性のエンパワーメントを促進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
121	職員研修	職員の能力向上を目指し、自己啓発、職場研修、職場外研修を大きな柱として職員研修を実施する。	職場外研修として、階層別研修、専門研修等において延べ1539名の受講があり、このうち女性職員の受講者数は、延べ417名(27.1%)であった。 なお、平成21年4月1日現在の女性職員数は、全体1176名中362名(30.1%)である。	総務課

施策(28)計画の実施状況の点検・評価

41 この計画を実効性あるものとするため、的確な進捗状況の点検・評価・公表を行い、着実な推進を図ります。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
122	「男女共同参画プラン日光」進捗状況調査の実施	総合的かつ計画的に施策を推進するため、進捗状況の点検・評価・公表を行う。	数値目標及び132の事業について報告書を作成し、ホームページ等で公表した。	人権・男女共同参画課

施策(29)男女共同参画推進のための条例の制定と推進

42 男女共同参画推進のための条例を市民との協働により検討、制定し、積極的に推進します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
123	「日光市男女共同参画条例」に掲げる施策の実行	平成21.4.1施行の「日光市男女共同参画条例」に掲げる施策に基づく様々な事業を実施する。	日光市男女共同参画審議会の設置、日光市配偶者からの暴力対策基本計画の策定、男女共同参画推進事業者の表彰制度の創設、男女共同参画の施策等に対する意見の申出への対応、ワーク・ライフ・バランスセミナーの開催等を新たに実施した。	人権・男女共同参画課

施策の方向 9

市民・市民団体との連携強化

取組むべき課題と対応

男女共同参画社会づくりを推進していくため、市民や市民団体と連携しながら、市民のニーズを的確に把握し、意識の醸成をはかることが必要です。

ここでは、男女共同参画社会づくり市民会議の運営や女性団体等を支援する事業を実施しています。

検証結果

- ・ 市民会議の運営については、男女共同参画の事業全般について意見を求め、市民協働での推進を行えるよう検討が必要です。
- ・ 市民や市民団体と連携して活動していくうえで、男女双方からの視点を取り入れる必要があります。

施策(30)男女共同参画社会づくり市民会議の運営充実

43 市民のニーズと多様な意見を施策に反映するために、市民の推進組織である男女共同参画社会づくり市民会議の機能を効果的に発揮できるよう運営を充実します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
124	男女共同参画社会づくり市民会議の運営	男女共同参画社会づくりを効果的に推進するための市民30名からなる市民会議を設置し、研修や施策の推進を行なう。	年4回の会議の開催と、先進地への視察研修を行なった。男女共同参画社会づくりフォーラムの実行委員として運営、検討を行なった。	人権・男女共同参画課

施策(31)市民・市民団体との連携

44 男女共同参画を推進するため、市内女性団体との連携を図りながら、活動支援を行います。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
125	女性団体への支援	市女性団体連絡協議会、及び各構成団体への活動支援	市女性団体連絡協議会及び構成団体の会議や研修などへの支援を行なった。	人権・男女共同参画課

45 男女共同参画の自主的活動を行うNPO・市民団体・グループと積極的に連携を深め、交流の機会やネットワークづくりを支援します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
126	栃木県男女共同参画 地域推進員日光支部 「連絡会」への支援	「連絡会」の活動支援、及び情報提供。	総会、及び男女共同参画 フォーラムでの来場者への啓 発活動への支援	人権・男女共同参画 課
127	ボランティアフェスタ 2009実行委員会補助	「共生社会」実現のため、 様々な人たちとの交流・連 携を深めるための情報発 信、ネットワークの構築	実行委員会補助415,000円交 付 スタッフ(含ボランティア)100 名。 来場者400名。	生活安全課

施策の方向 10 国際的な取組み及び国や県・他自治体・関係機関との連携

取組むべき課題と対応

男女共同参画推進のためには、国際的な取組みや流れを注視し、国や県・他自治体と連携しながら調査研究をおこない、市民や市民団体へ情報を提供しながら市の施策に反映することが必要です。

ここでは、情報提供やネットワークづくりのための事業を実施しています。

検証結果

- 情報の発信だけでなく、関係機関と情報交換を行うなど、連携していく必要があります。

施策(32)国際的な取組みの情報収集・提供

46 男女共同参画についての国際的な情報を収集し、積極的に市民・庁内に提供します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
128	「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」への市女性団体連絡協議会の参加	毎年度6月に実施している「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」に市女性団体連絡協議会から希望者を募り参加してもらう。国際的な取り組み状況等様々な情報を収集する。	H22.6.12開催。40名参加。	人権・男女共同参画課

施策(33)国や県・他自治体・関係機関との連携

47 国や県・他自治体・関係機関との連携を深め、情報の収集を行い、市民に提供します。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
129	男女共同参画に関する国や県、他市町村からの情報の提供	男女共同参画に関する調査結果やデータの提供	男女共同参画フォーラム及びセミナーでの資料の配布、広報紙などでの情報提供。	人権・男女共同参画課
130	市女性団体などへの各種チラシの配布	市女性団体などへのパルティなどのセミナーや研修などの情報提供	月1回程度開催の市女性団体連絡協議会役員会をとおして、国や県事業のチラシや資料を配布し、会員へ周知した。	人権・男女共同参画課
131	先進地の視察研修	市民会議及び職員による、男女共同参画先進地の視察研修を実施	H21.8.27に「川崎市男女共同参画センター」の視察研修をおこなった。市民会議委員10名、職員2名参加。	人権・男女共同参画課

施策(34)男女共同参画宣言都市との連携

48 男女共同参画宣言都市との連携を図り、市民の気運の醸成を図ります。

事業NO	事業名	事業の内容	H21年度の実施状況	担当課
132	全国男女共同参画宣言都市サミットへの参加	「男女共同参画宣言都市奨励事業」を実施した自治体が集いサミットを開催し、交流を深めるとともに、連携と意識の高揚を図る。	H21.11.6宮崎県延岡市で実施。遠方のため不参加。	人権・男女共同参画課

2. 検証のまとめ

日光市では、男女共同参画の推進をまちづくりの重要な方策と位置付け、平成20年3月に「男女共同参画プラン日光」を策定し、「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」の実現に向け、様々な施策を実施しています。

また、平成21年3月には、「日光市男女共同参画推進条例」を制定(平成21年4月施行)し、市、市民、事業者などが協働して男女共同参画を総合的かつ計画的に推進していくために、条例に位置づけた事業を展開しているところです。

平成22年3月には、「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」を策定し、DV予防から被害者の自立支援までを、総合的かつ一体的に推進しています。

この報告書は、条例に掲げる年次報告に基づき、プランの施策の進捗状況を的確に把握し、点検・検証・公表を行い、施策に反映させながら、着実に男女共同参画を推進していくことを目的として作成しています。

今回は、プラン策定後2回目となる平成21年度の報告です。

調査を通じて、男女共同参画の施策は、女性の地位向上や女性の人権だけに特化した施策であるという誤った認識があり、「男女共同参画社会」とは何かという根本的な理解がまだまだ不十分であることがうかがえました。

当市が目指す「一人ひとりが輝く男女共同参画社会」とは、すべての市民が、自ら希望する生き方を選択することができ、尊重し合い、協力し合い、責任を担い、その能力を充分に発揮しながら生きがいを感じることのできる社会です。

そのためには、社会全体のあらゆる視点から施策を推進し、固定的な性別役割分担意識の解消や、男性の仕事中心の生き方の見直しといった、意識や社会構造を改革していく必要があります。

また、男女共同参画社会づくりが、男性を含めすべての人のためであるという共通理解がはかれることも重要です。

今後も、男女共同参画社会づくりに向け努力していきます。

第4章 參考資料

1. 男女共同参画推進に向けた市と市民の取組みの経緯

年 度	市と市民の取組みの経緯
H17 年度	平成 18 年 3 月 20 日、旧今市市、旧日光市、旧藤原町、旧足尾町、旧栗山村の 2 市 2 町 1 村で合併、企画部に男女共同参画課を設置。
H18 年度	<p>・「日光市男女共同参画社会づくり市民会議」 平成 18 年 6 月、学識経験者、関係機関・団体、公募委員などの男女共同参画社会づくりに高い関心と問題意識を持つ市民の推進組織として設置。</p> <p>・「日光市男女共同参画社会づくり推進本部」 平成 18 年 6 月、行政の推進組織として、市長を本部長として設置。</p> <p>・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時:平成 19 年 3 月 17 日(土) 場所:今市文化会館 演題:「ありのまま そのままに生きる」 講師:真屋順子(女優)さん 高津住男(俳優)さん 夫妻</p> <p>・男女共同参画セミナー <今市地域> 平成 19 年 2 月 5 日 今市高校 演題:「終わりのないドラマがこれから始まる」 講師:日本 IBM 株ゼネラル・ビジネス事業担当執行役員 鷺谷万里 <日光地域> 平成 18 年 12 月 21 日 日光総合会館 演題:「夢を走り続ける女たち」 講師:スポーツジャーナリスト 増田明美 <藤原地域> 平成 18 年 11 月 10 日 藤原総合文化会館 演題:「女だけじゃだめなのよ、男も一緒に、がんばらない介護」 講師:野原すみれ <足尾地域> 平成 18 年 11 月 26 日 足尾公民館 演題:「ありがとうの心で」 講師:男女共同参画課長 福田英子 <栗山地域> 平成 19 年 2 月 2 日 栗山総合支所 演題:「“テレビ寺小屋”から学ぶ男女共同参画」 講師:フリーアナウンサー 松田朋恵</p> <p>・男女共同参画広報紙 「は～とふる日光」 創刊号 平成 18 年 10 月 31 日発行 第2号 平成 19 年 3 月 15 日発行</p>

H18 年度	<p>・男女共同参画に関する市民アンケート 平成18年10月1日現在市内に住所を有する満20歳以上の個人を住民基本台帳から無作為に2,000人抽出、平成19年3月報告。市民の男女共同参画に関する考え方や意見・実情を把握し、男女共同参画の基本計画策定や施策推進の基礎資料とした。</p> <p>・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。</p>
H19 年度	<p>・「男女共同参画プラン日光」 男女共同参画社会づくり市民会議から選出された15名の策定委員により、平成18年度から2ヵ年にわたり検討し、平成20年3月策定。</p> <p>・「日光市女性団体連絡協議会」 平成19年6月21日、女性の地位向上と男女共同参画の推進を目的に、合併前の平成17年度より、交流会や設立準備会を重ね、市内8団体により設立。</p> <p>・「栃木県男女共同参画地域推進員日光市連絡会」 平成20年2月25日、県から委嘱されている日光市内の栃木県男女共同参画地域推進員により、男女共同参画の推進を目的に、平成19年11月より、5回の設立準備会を重ね設立。</p> <p>・男女共同参画宣言都市奨励事業 日時:平成20年3月15日(土) 場所:今市文化会館 演題:「一人ひとりが輝こう…私の個性も あなたの個性も」 講師:弁護士 住田裕子さん</p> <p>・男女共同参画セミナー <今市地域> 平成19年10月29日 今市高校 演題:「自分らしく生きるために…」 講師:住友信託銀行㈱CS推進部長 矢島美代 <日光地域> 平成19年11月21日 日光総合会館 演題:「地域づくりは、人づくり」 講師:栃木県シルバー大学校中央校講師 高尾憲弘 <藤原地域> 平成19年11月8日 日光商工会議所鬼怒川事務所 演題:「男女が共に生きる歓びを分かち合う心」</p>

H20 年度	<p>演題:「男女共同参画って何? ~女性と男性の役割について~」 講師:栃木県男女共同参画地域推進員 中元仁子 <栗山地域> 平成 21 年 2 月 5 日 栗山総合支所 演題:「妻が僕を変えた日」 講師:中央大学法学部教授 広岡守穂 <自治会特別セミナー> 平成 21 年 2 月 19 日 藤原総合文化会館 演題:「今求められている男達の連帯と助け合い ~父子家庭体験から見えてきたもの~」 講師:元毎日新聞編集委員 重川治樹</p> <p>・男女共同参画広報紙 「は～とふる日光」 第 5 号 平成 20 年 9 月 20 日発行 第 6 号 平成 21 年 3 月 23 日発行</p> <p>・「男女共同参画推進のための職員指針」 「男女共同参画プラン日光」に掲げる行政の推進体制の充実のため、平成 19 年度から 2 年にわたり、行政の推進組織である「男女共同参画社会づくり推進本部推進班」にて検討し、平成 20 年 12 月 10 日、指針及びガイドブックを策定。</p> <p>・女性サポートセンター 働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成 20 年 11 月、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催</p>
H21年度	<p>機構改革により、「企画部男女共同参画課」から「健康福祉部人権・男女共同参画課」となった。新たに、ひとり親支援及び婦人保護業務が加わった。</p> <p>・「日光市配偶者からの暴力対策基本計画」 関係機関や公募委員から選出された 10 名の検討委員により検討し、平成 22 年 3 月策定。</p> <p>・「男女共同参画審議会」 平成 21 年 10 月 1 日、学識経験者、関係機関からの推薦、公募委員 16 名による男女共同参画に関する調査や審議をおこなう審議会を設置。</p> <p>・男女共同参画推進事業者(市民団体など)の表彰制度 平成 21 年 4 月 1 日、男女共同参画推進のための取組みを積極的に行っている事業者の表彰制度を開始。男女共同参画社会づくりフォーラムにおいて表彰。 2 件 日光交通株式会社</p>

	<p>個人酪農家 石川夫妻</p> <p>・男女共同参画の施策等に対する意見等の申出制度 平成 21 年 4 月 1 日、男女共同参画の推進に関する意見等の申出を開始。</p> <p>・「男女共同参画プラン日光」の進捗状況調査 計画を実効性あるものとするため、進捗状況の点検・評価・公表をおこなう。平成 21 年度の状況について報告。</p> <p>・男女共同参画社会づくりフォーラム 日時：平成 22 年 3 月 13 日(土) 場所：日光市藤原総合文化会館 演題：「この世に生まれ、生きて、生かされて… ～あと一步前へ踏み出したいあなたへ～」 講師：家田莊子(作家・高野山真言宗僧侶)</p> <p>・男女共同参画セミナー <今市地域> 平成 21 年 10 月 19 日 今市高校 演題：「なりたい自分は、自分の中に！」 講師：RE Learning(リ ラーニング) 代表 秦野玲子 <日光地域> 平成 21 年 12 月 15 日 日光公民館 演題：「ボーダレス! 男女共同参画社会と国際理解」 講師：堀内ベバリー(アメリカ)、小椋霞(中国)、ジョーンズ久子(オーストラリア)、宮地ゆみ(ピアノ)、谷津眞(ケーナ) <藤原地域> 平成 21 年 11 月 18 日 藤原総合文化会館 演題：「輝くシニアライフを迎えるための条件とは」 講師：佐野短期大学 社会福祉学科教授 山田昇 <足尾地域> 平成 22 年 1 月 10 日 足尾中学校 演題：「若人よ！広い世界へ羽ばたけ！～夢に向かって走ろう～」 講師：(有)西尾企画 西尾裕子 <栗山地域> 平成 22 年 2 月 5 日 栗山総合支所 演題：「新しい自分づくりとまちづくり～初めの一歩を踏み出そう～」 講師：作新学院大学 総合政策学部教授 橋立達夫</p> <p>・ワーク・ライフ・バランスセミナー (財)21 世紀職業財団栃木事務所との共催により開催。 平成 21 年 10 月 7 日 中央公民館 演題：「ワーク・ライフ・バランスによる職場活性化で不況を突破する」 講師：東レ経営研究所 渥美由喜</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>・男女共同参画広報紙 「は～とふる日光」</p> <p>第7号 平成21年9月25日発行</p> <p>第8号 平成22年3月25日発行</p> <p>・女性サポートセンター</p> <p>働く女性等の余暇の有効活用及び、福祉と健康の増進を図るため、各種講座を開催。平成21年11月28日～29日、講座受講者、及び、女性サポートセンター利用の自主グループ等の活動成果の展示・発表会を開催</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 日光市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条 - 第18条)

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等(第19条 - 第23条)

第4章 日光市男女共同参画審議会(第24条)

第5章 雜則(第25条)

附則

すべての人は平等であり、性別にかかわらず、一人ひとりが尊重されなければなりません。

わが国では、日本国憲法において、個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、国際社会と連動しながら、男女共同参画社会の形成に関する取組みが進められています。

日光市においては、男女共同参画の推進をまちづくりの重要な方策として位置付け、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを積極的に進めています。

しかし、家庭や職場、地域の中で、依然として性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行が根強く存在しており、個人の自由な活動や生き方の選択に影響を及ぼしています。

また、一方では、ドメスティック・バイオレンスなどの性別に起因する暴力が、人権を侵害する行為として男女共同参画の推進を妨げています。

さらに、私たちを取り巻く状況は、本格的な少子高齢化、家族形態の多様化、国際化及び高度情報化の進展などの急速な変化に直面しています。

このような状況に対応していくためには、家庭や職場、地域における男女の従来の意識を改革し、男女が互いの人権を尊重し、共に協力し合い、責任を担い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を早急に形成し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれ、人と人との心が通い合う、思いやりに満ちた温かいまちを築いていくことが重要であります。

ここに日光市は、あらゆる分野の人々が協働して「一人ひとりが輝く男女共同参画のまち日光」を早期に実現することを決意し、この条例を制定するものです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育に関わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する市の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、家庭、職場、学校、地域その他の生活において対等に参画し、一人ひとりの個性及び能力が十分に発揮され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 市民 市内に居住する者並びに市内において働く者、学ぶ者及び活動する者をいう。

- (3) 事業者 市内において事業を行う個人、法人その他団体をいう。
- (4) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、恋人等の親密な関係(配偶者であった者及び恋人等の親密な関係にあった者を含む。)において行われる身体的、精神的、経済的又は性的な苦痛を与える暴力その他言動をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与えること若しくは生活環境を害すること又はその相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (7) ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和をいい、誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発その他の活動について、自らの希望に沿った形で展開できる状態をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる基本理念に基づき行われなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の性別に起因した暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度や慣行にとらわれることなく多様な生き方を選択することができるよう意識の改革が進められること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、家庭の重要性を認識し、子育て、介護その他の家庭生活における活動について、互いに協力し合い、家庭生活と家庭生活以外の社会における活動との両立ができるよう配慮されること。
- (5) 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育が、男女の人権の尊重を基本として行われること。
- (6) 男女が互いの身体的特徴及び性についての理解を深め、かつ、尊重し合うことにより、生涯にわたり心身共に健康な生活を営むことができるようすること。
- (7) 男女共同参画の推進のための取組みが、国際社会の動向と密接な関係があることを考慮し、国際社会と協調して行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、前項の規定による施策以外の施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に沿うよう配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、必要な推進体制を整備するとともに、財政上の措置その他の必要な措置を講じなければならない。
- 4 市は、男女共同参画の推進に当たっては、自らが率先し、市民及び事業者と協働し、国及び他

の地方公共団体と連携して取組まなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、かつ、男女共同参画の推進に自らが積極的に取組むよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保及びワーク・ライフ・バランスに配慮し、男女共同参画の推進に積極的に取組むよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育に関わる者の責務)

第7条 家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育において、次代を担う子どもの教育に関わる者は、個々の教育を行う過程において、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という)を策定するものとする。

2 基本計画の策定に当たっては、基本理念に基づかなければならない。

3 市長は、基本計画の策定及び変更に当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(市民の理解を深めるための措置等)

第9条 市は、市民が、男女共同参画についての関心と理解を深め、男女共同参画の推進に向けた取組みを積極的に行うことができるよう、広報啓発活動、情報提供その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、男女共同参画推進のための人材育成を行うため、研修の実施、活動の場の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、刊行物等を作成するに当たっては、性別による固定的な役割分担等を助長し、又は連想させるような表現を用いることにより、男女共同参画の推進を阻害することのないよう努めなければならない。

(事業者が行う活動への支援等)

第10条 市は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野における措置)

第11条 市は、農林水産業及び家族経営的な商工業等の分野において、男女が個人として能力を十分に發揮し、その能力が正当に評価され、経営における対等な構成員として仕事と生活の

責任を担い合うことができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(学習活動への支援)

第12条 市は、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画の推進のための学習機会の充実及び学習活動への支援を行うものとする。

(仕事と生活の両立支援)

第13条 市は、男女が、子育て、介護等の家庭生活において、相互に協力し合えるようワーク・ライフ・バランスに配慮した必要な支援を行うものとする。

2 市は、事業者が行うワーク・ライフ・バランスに配慮した取組みを支援するため、必要な措置を講ずるものとする。

(政策・方針決定の場における委員等の構成)

第14条 市は、附属機関等を設置するに当たり、男女が共に政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に参画できる機会を確保し、必要に応じて積極的改善措置を講ずることにより、男女双方の視点が欠けることのないよう努めるものとする。

2 市は、社会のあらゆる分野における活動の意思決定過程において、男女間に参画する機会の格差が生ずることのないよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、政策の立案及び決定並びに具体的な施策の実施に当たっては、性別にかかわらず、市の職員個人の意欲と能力に応じて均等な機会を確保し、率先して男女共同参画を推進するものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施内容及び進捗状況について、年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

(表彰)

第16条 市長は、男女共同参画推進のための取組みを積極的に行っている事業者を表彰することができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を行ったときは、当該表彰を受けた者の取組みを公表するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、表彰の基準その他表彰に関し必要な事項は、規則で定める。

(男女共同参画週間)

第17条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を深めるため、男女共同参画都市宣言の日を記念し、毎年3月に日光市男女共同参画週間を設けるものとする。

(意見等の申出への対応)

第18条 市民及び事業者は、市が実施する施策において、男女共同参画の推進に関する意見や苦情(以下「意見等」という。)があるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出があった場合は、適切に対応するとともに、必要と認めるときは、第24条に規定する日光市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第1項の意見等の申出について、当該申出を行った者に対し、意見等への対応を通知するものとする。

第3章 男女共同参画の推進を阻害する行為の制限等

(性別に起因する権利侵害の禁止)

第19条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、直接的又は間接的を問わず、性別に起因する権利侵害や差別的取り扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、ドメスティック・バイオレンスその他男女間において身体的、精神的な苦痛を与える暴力その他の言動を行ってはならない。

(性別に起因する権利侵害に関する相談)

第20条 市は、前条に関する相談に対し、適切な対応を行うために必要な相談体制の整備を行うものとする。

- 2 市は、前条に関する相談に対しては、関係機関と連携して適切かつ迅速に必要な支援を行うものとする。

(性別に起因する暴力に対する措置)

第21条 市は、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力を防止し、その被害者に必要な支援を行うための措置を講じなければならない。

(被害者の緊急一時保護)

第22条 市は、前条に規定する暴力を受けた者からの申し出があったときは、別に定めるところにより、被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族をいう。)の緊急一時保護を行うものとする。

(公衆に表示する情報への配慮)

第23条 何人も、公衆に表示する情報が社会に及ぼす影響を考慮し、性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力的行為を助長し、又は連想させる表現にならないよう配慮しなければならない。

第4章 日光市男女共同参画審議会

(日光市男女共同参画審議会の設置及び組織)

第24条 男女共同参画の推進を図るため、日光市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、この条例に定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議すること。
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、必要に応じ調査し、市長に意見を述べること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めた諮問に応じ、答申すること。
- 3 審議会は、市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。
- 4 審議会は、男女のいずれの委員の数も、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。
- 5 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

第5章 雜則

(委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

日光市男女共同参画都市宣言

日光市は、世界遺産に代表される悠久の歴史と文化をもった、美しい緑と清らかな水に恵まれたまちです。

わたしたちはこのまちに誇りを持ち、男女が性別や世代を超えて、互いに対等なパートナーとして、自立・平等・責任を胸にあらゆる分野に参画し、一人ひとりが生き生きと輝く「ひかりの郷・日光」をつくるため、ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

認めあおう！輝く個性 あなたと私 ひとひと 女と男

支えあおう！家庭・職場・地域の中で あふれるやさしさ 思いやり

参画しよう！希望を抱き 心豊かな未来をひらくため

平成20年3月15日



日光市 健康福祉部 人権・男女共同参画課

〒321-1292

栃木県日光市今市本町1番地

TEL(0288)-21-5148

FAX(0288)-21-5105

E-mail jinken-danjo@city.nikko.lg.jp